

八戸市行政改革委員会委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市行政改革委員会の委員を公募する。

1 目的

当委員会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を設ける。

2 職務

当委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について調査及び検討し、意見を述べるものとする。

3 募集人員

当委員会の公募による委員の定数は、1人とする。

4 任期

委員の任期は、委嘱（令和7年9月予定）から2年以内とする。

5 報酬

1回の出席につき、8,800円（税込）の報酬を支給する。ただし、交通費は支給しない。

6 会議の開催

会議は、平日の日中に年4回程度開催予定。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、上記の職務内容に関心のある者とする。ただし、当市の他の附属機関の委員を3つ以上兼務している者を除く。

8 応募方法

応募申込書に必要事項を記入し、『私の考える行政サービスの改善策』（800字以内）をテーマとする意見・提案等を添えて、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 総務部行政管理課

TEL：43-2150 FAX：45-2077

Eメール：gyosei@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和7年5月21日（水）から令和7年6月20日（金）まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

(1) 提供の求めの方法

行政管理課において口頭により行う。

(2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

(3) 提供の方法

行政管理課において本人確認をした上で閲覧により行う。

(4) 提供できる期間

選考結果通知日から1か月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当委員会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 備考

公募以外の委員は、概ね大学教授、民間企業の経営に携わっている者等で構成する予定である。

15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則

この要領は、令和7年3月13日から施行する。